令和3年長浜市議会6月定例会

議案書

- 2 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第1号)
- 20 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第2号)
- 32 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第3号)
- 40 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第4号)
- 53 令和3年度長浜市一般会計補正予算(第3号)
- 74 長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の制定について
- 78 長浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 79 長浜市税条例の一部改正について
- 81 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 82 長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について
- 89 ながはま 0 次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例の 一部改正について
- 94 農業委員会の委員の任命について
- 95 農業委員会の委員の任命について
- 96 農業委員会の委員の任命について
- 97 農業委員会の委員の任命について
- 98 農業委員会の委員の任命について
- 99 農業委員会の委員の任命について
- 100 農業委員会の委員の任命について
- 101 農業委員会の委員の任命について
- 102 農業委員会の委員の任命について
- 103 農業委員会の委員の任命について
- 104 農業委員会の委員の任命について
- 105 農業委員会の委員の任命について
- 106 農業委員会の委員の任命について
- 107 農業委員会の委員の任命について
- 108 農業委員会の委員の任命について
- 109 農業委員会の委員の任命について
- 110 農業委員会の委員の任命について
- 111 農業委員会の委員の任命について
- 112 農業委員会の委員の任命について
- 113 農業委員会の委員の任命について

議案第57号

専決処分事項の承認を求めることについて(専決第1号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

専決第1号 令和2年度長浜市一般会計補正予算(第13号)

令和2年度長浜市一般会計補正予算(第13号)

令和2年度長浜市一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,158,545千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,044,305千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年3月31日

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歲入歲出予算補正

歳入 (単位: 千円)

「				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		448, 000	2, 166	450, 166
	1 地方揮発油譲与税	106, 000	430	106, 430
	2 自動車重量譲与税	309, 000	650	309, 650
	4 森林環境讓与税	33, 000	1, 086	34, 086
3 利子割交付金		16, 000	811	16, 811
	1 利子割交付金	16, 000	811	16, 811
4 配当割交付金		47, 000	15, 168	62, 168
	1 配当割交付金	47, 000	15, 168	62, 168
5 株式等譲渡所得割交		29, 000	50, 987	79, 987
付金				
	1 株式等譲渡所得割交	29, 000	50, 987	79, 987
	付金			
6 法人事業税交付金		84, 000	15, 801	99, 801
	1 法人事業税交付金	84, 000	15, 801	99, 801
7 地方消費税交付金		2, 480, 000	5, 658	2, 485, 658
	1 地方消費税交付金	2, 480, 000	5, 658	2, 485, 658
8 環境性能割交付金		40, 000	11, 177	51, 177
	1 環境性能割交付金	40, 000	11, 177	51, 177
9 地方特例交付金		112, 000	22, 243	134, 243
	1 地方特例交付金	112, 000	22, 243	134, 243
10 地方交付税		14, 146, 798	1, 421, 844	15, 568, 642
	1 地方交付税	14, 146, 798	1, 421, 844	15, 568, 642
11 交通安全対策特別交		17, 000	$\triangle 3, 132$	13, 868
付金				
	1 交通安全対策特別交	17, 000	$\triangle 3, 132$	13, 868
	付金			
14 国庫支出金		22, 167, 499	△484, 790	21, 682, 709
	1 国庫負担金	5, 751, 766	△544 , 457	5, 207, 309
	2 国庫補助金	16, 391, 023	59, 667	16, 450, 690
16 財産収入		281, 886	100, 612	382, 498
	2 財産売払収入	48, 065	100, 612	148, 677
歳 入	合 計	72, 885, 760	1, 158, 545	74, 044, 305

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		19, 450, 097	1, 643, 335	21, 093, 432
	1 総務管理費	18, 628, 820	1, 643, 335	20, 272, 155
4 衛生費		8, 091, 184	△484, 790	7, 606, 394
	1 保健衛生費	8, 091, 184	△484, 790	7, 606, 394
歳出	合 計	72, 885, 760	1, 158, 545	74, 044, 305

第2表 繰越明許費補正

変更 (単位:千円)

<u> </u>					(十一元・ 1 1 1)
款	項	補正	前	補 正	後
示人	垻	事 業 名	金 額	事 業 名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイル スワクチン接種推 進事業		新型コロナウイル スワクチン接種推 進事業	191, 473

令和2年度長浜市一般会計 補正予算(第13号)説明書 專 決 処 分

歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方揮発油譲与税	106, 000	430	106, 430
1	106, 000	430	106, 430

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 自動車重量譲与税	309, 000	650	309, 650
計	309, 000	650	309, 650

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境讓与税

目	補正前の額	補正前の額 補 正 額	
1 森林環境譲与税	33, 000	1, 086	34, 086
計	33, 000	1, 086	34, 086

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子割交付金	16, 000	811	16, 811
計	16, 000	811	16, 811

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 配当割交付金	47, 000	15, 168	62, 168
計	47,000	15, 168	62, 168

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	29, 000	50, 987	79, 987
計	29, 000	50, 987	79, 987

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 法人事業税交付金	84, 000	15, 801	99, 801
計	84,000	15, 801	99, 801

(単位:千円)

節		説	明
区分	金額	н/L	571
1 地方揮発油譲与税	430		

(単位:千円)

節		説	ĦĦ
区 分	金額	机儿	971
1 自動車重量讓与税	650		

(単位:千円)

節			明	
区 分	金 額	印几	97	
1 森林環境譲与税	1, 086			

(単位:千円)

節		説	HH.
区 分	金 額	武化	91
1 利子割交付金	811		

(単位:千円)

節		- 説 明	
区 分	金 額	印几	91
1 配当割交付金	15, 168		

(単位:千円)

節		説	HE
区 分	金額	пЛL	971
1 株式等譲渡所得割交付金	50, 987		

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額	以比	97
1 法人事業税交付金	15, 801		

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方消費税交付金	2, 480, 000	5, 658	2, 485, 658
計	2, 480, 000	5, 658	2, 485, 658

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

Ħ	補正前の額	補 正 額	計
1 環境性能割交付金	40, 000	11, 177	51, 177
11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	40, 000	11, 177	51, 177

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方特例交付金	112, 000	22, 243	134, 243
□	112, 000	22, 243	134, 243

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	14, 146, 798	1, 421, 844	15, 568, 642
計	14, 146, 798	1, 421, 844	15, 568, 642

(款) 11 交通安全对策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 交通安全対策特別交付金	17, 000	△3, 132	13, 868
11	17, 000	△3, 132	13, 868

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費国庫負担金	548, 568	△544, 457	4, 111
計	5, 751, 766	△544 , 457	5, 207, 309

(単位:千円)

節		説	明
区分	金額	武化	971
1 地方消費税交付金	5, 658		

(単位:千円)

節		説	HE
区 分	金 額	д/L	971
1 環境性能割交付金	11, 177		

(単位:千円)

節			説	明
区 分	金	額	印化	57
1 地方特例交付金		22, 243	個人住民税減収補填特例交付金	1, 782
			自動車税減収補填特例交付金	12, 179
			軽自動車税減収補填特例交付金	8, 282

(単位:千円)

節		説	HE
区 分	金 額	Ħ/Ľ	97
1 地方交付税	1, 421, 844	特別交付税	1, 421, 844

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額	以上	91
1 交通安全対策特別交付金	△3, 132		

(単位:千円)

節		説	明
区分	金 額	机	97
1 保健衛生費負担金	△544, 457	新型コロナウイルスワク	チン接種対策費負担金△544,457

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

Ħ	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費国庫補助金	143, 370	59, 667	203, 037
計	16, 391, 023	59, 667	16, 450, 690

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 不動産売払収入	48, 065	100, 612	148, 677
計	48, 065	100, 612	148, 677

(単位:千円)

節			説	明
区分	金	額	f)L	91
1 保健衛生費補助金		59, 667	新型コロナウイルスワクチン技	接種体制確保事業
			費補助金	59, 667

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額	₽)Ľ	91
1 土地売払収入	100, 612		

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一加文只仍
6 財務管理費	2, 377, 185	1, 643, 335	4, 020, 520				1, 643, 335
31							
計	18, 628, 820	1, 643, 335	20, 272, 155				1, 643, 335

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(頃) 1 保健衛	工貝								
				補 正	額	\mathcal{O}	財	源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財		源	,你几日子勿否
				国県支出金	地力	ī 債	そ	の他	一般財源
2 予防接種費	1, 143, 870	△484, 790	659, 080	△484, 790					
⇒ 1	0.001.104	A 404 F00	7 000 004	A 404 F00					
計	8, 091, 184	△484, 790	7, 606, 394	$\triangle 484,790$					

(単位:千円)

節			(+1\pi \ 1 \ 1)
区 分	金額	説	明
24 積 立 金	1, 643, 335	□公有財産管理事務経費	1, 643, 335
		財政調整基金積立金	242, 723
		地域福祉基金積立金	300,000
		教育施設整備基金積立金	300,000
		公共施設等保全整備基金積立金	350, 306
		公共施設等整備基金積立金	200, 000
		子ども未来教育基金積立金	250, 306

(単位:千円)

節			(十四・111)
区分	金額	説	明
1報 酬	739	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費	△484, 790
3職員手当等	3, 067	報酬	739
4 共 済 費	△818	職員手当等	3, 067
8 旅 費	45	共済費	△818
10 需 用 費	2, 145	旅費	45
11 役 務 費	△770	消耗品費	514
12 委 託 料	△488, 723	燃料費	$\triangle 23$
13 使用料及び賃	△475	印刷製本費	1, 743
借料		光熱水費	△89
		通信運搬費	$\triangle 54$
		広告料	435
		手数料	$\triangle 1,236$
		筆耕翻訳料	85
		予防接種委託料	△490, 120
		駐車場整理委託料	397
		情報システム委託料	1, 000
		使用料及び賃借料	△475

1 特別職

		職員数				給与費						
	区分		報酬	給料	期末 手当	支給率	地域 手当	その他 の手当	計	共済費	合計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長 等	3		28,200	4,653	3.35		48	32,901	4,710	37,611	
補正後	議員	25	109,348		37,084	3.35			146,432	39,632	186,064	
州北次	その他の特別職	1,961	102,277						102,277		102,277	
	計	1,989	211,625	28,200	41,737			48	281,610	44,342	325,952	
	長 等	3		28,200	4,653	3.35		48	32,901	4,710	37,611	
補正前	議員	25	109,348		37,084	3.35			146,432	39,632	186,064	
11111111111111111111111111111111111111	その他の特別職	1,961	102,277						102,277		102,277	
	計	1,989	211,625	28,200	41,737			48	281,610	44,342	325,952	
	長 等											
比較	議員											
上 収	その他の特別職			_					_			
	計			_	_							

2一般職

(1)総招	(1)総括 (単位:												
区分	職員数			給	与費		共済費	合計	備考				
区为	(人)		報酬	給料	職員手当	計	六仍复		加力				
補正後	1,584 (85	55)	747,293	4,688,391	3,222,575	8,658,259	1,490,628	10,148,887					
補正前	1,584 (85	55)	746,554	4,688,391	3,219,508	8,654,453	1,491,446	10,145,899					
比 較			739		3,067	3,806	△ 818	2,988					

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	106,479	93,038	30,737	199,079	420,528	3,168	1,822	1,076,350	597,833	143,541			550,000
補正前	106,479	93,038	30,737	199,079	416,550	3,168	1,822	1,077,261	597,833	143,541			550,000
比 較					3,978			△ 911					

^{※()}内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		1001 - 1007			(1 1-	1 1 1 1 7		
区分	職員数		給-	与費		共済費	合計	備考
四刀	(人)	報酬	給料	職員手当	計	共併負		7/11/75
補正後	983 (0)		3,496,576	2,842,497	6,339,073	1,207,133	7,546,206	
補正前	983 (0)		3,496,576	2,838,519	6,335,095	1,207,133	7,542,228	
比 較				3,978	3,978		3,978	

(手当の内訳)

(1)	(1 = 45) 10()												
区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	106,479	60,456	30,737	199,079	345,043	2,664	1,822	839,911	597,833	108,473			550,000
補正前	ĵ 106,479	60,456	30,737	199,079	341,065	2,664	1,822	839,911	597,833	108,473			550,000
比 較					3,978								

[※]この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

[※]職員手当には児童手当を含まない。

^{※()}内は、再任用短時間職員を外書。

[※]職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	脂	員数		給	与費		共済費	合計	備考		
<u> </u>	J	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六併負	□ р1	加与		
補正	後 60:	l (855)	747,293	1,191,815	380,078	2,319,186	283,495	2,602,681			
補正	前 60	l (855)	746,554	1,191,815	380,989	2,319,358	284,313	2,603,671			
比!	皎		739		△ 911	△ 172	△ 818	△ 990			

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後		32,582	\setminus	\setminus	75,485	504		236,439	\backslash	35,068		\setminus	
補正前		32,582	\setminus	\setminus	75,485	504		237,350	\backslash	35,068		\setminus	
比 較								△ 911					

- ※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
- ※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	•	説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	3,067	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	3,067		

(3)給料及び職員手当の状況

ア職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
Λ.T=0.T	平均給料月額	328,014	401,382	282,181	304,232			283,600	213,921
令和3年 1月1日 現在	平均給与月額	399,947	500,791	331,224	348,854			351,260	231,933
7011	平均年齢(歳)	43歳3月	48歳4月	36歳2月	53歳8月			41歳9月	61歳9月

イ初任給 (単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900	ı	-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度										
丛 为	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)						
高校卒(初級)	150,600	-	147,900	_	-						
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700						
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600						

ウ級別職員数

ウ 級別職員数		47. TL TH			±4. → 11+1			/_ ID #/-	**		1+ AL 2477 T	₩
豆八		行政職	144 B. C.		教育職	144 5		幼児教育理			技能労務軍	
区分	級	職員数(人)	構成比 (%)	級	職員数(人)	構成出 (%)	級	職員数(人)	構成以 (%)		職員数 (人)	構成比 (%)
	1	40	6.4	1			1	59	21.0	1		
	2	65	10.5	2	17	60.7	2	78	27.8	2	4	21.1
	3	109	17.5	3	8	28.6	3	57	20.3	3	4	21.1
令和3年1月1日	4	177	28.5	4	3	10.7	4	42	14.9	4	11	57.8
現在	5	137	22.0				5	25	8.9			
	6	64	10.3				6	20	7.1			
	7	30	4.8				7					
	計	622	100	計	28	100	計	281	100	計	19	100
		医療職(1))		医療職(2))		医療職(3))		再任用	
区分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成出 (%)	級	職員数 (人)	構成と		職員数 (人)	構成比 (%)
	1			1			1			1	10	37.0
	2			2			2			2	12	44.5
	3			3			3	1	100	3	1	3.7
 令和3年1月1日	4			4	1		4			4	2	7.4
現在				5			5			5		
				6			6			6	2	7.4
				7						7		
	計			計			計	1	100	計	27	100
(級別の標準的力	な職務	5内容)			·		•	·		-	,	
区分		1級	2級	<u></u>	3級		4級	5剎	及	6級		7級
行政職		主事	主事	‡	主査		係長 主幹	課長付 副参		課長 参事		部長 欠長
教育職		教諭	係 主 草		課長 参事 課長代理 副参事	! (村	課長 (長待遇)					
幼児教育職		主事 保育士 1稚園教諭 保育教諭	主事 保育 幼稚園 保育教	士 教諭	主査 保育士 幼稚園教記 保育教諭	ill j	係長 主幹 幹保育士 三幹教諭 全保育教諭	副園	事	課長 参事 園長	1	部長 欠長 園長
技能労務職		技能職 労務職	技能		技能職		技能職					
医療職(1)		療所で医療 务を行う医師	診療所で 高度の知 経験に基 困難な医 務を行う!	識、 づき 療業	診療所で高原の知識、経験基づき困難な 医療業務を行 医師	受によって、、きって、いっと、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	所できわ 高度の知 経験に基 困難な医 務を行う回					
医療職(2)		技師	薬剤師、 高度な第 行う技	美務を	主査、相当高度な業務を行 薬剤師、高度 業務を行う技	テう 変な	係長 主幹	課長付副参		課長 参事		部長 欠長
医療職(3)	7	作看護師	看護	師	主査、相当 度な業務を う看護師	·行	係長 主幹	課 参 課 長 副 部	事 弋理	部長 次長		

工期末手当•勤勉手当

7,1,1(1) = 3,1/2(1)									
区分	支給期別支給率 6月(月分) 1 2月(月分)		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考				
	6月(月分)	12月(月分)	(月辺)	脳寺による加昇相直					
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有					
国の制度	2.250	2.200	4.450	有					

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

				H	代表的な職権	重		
区分	全職種	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	ı	-	0.06	1	ı	1
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	7.67	11.74	-	-	10.53	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当						手当

クその他の手当

比美毛虫 化昆毛虫 语勘毛虫	国の制度との異同
扶養手当、住居手当、通勤手当	国に同じ

議案第58号

専決処分事項の承認を求めることについて(専決第2号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

専決第2号 令和3年度長浜市一般会計補正予算 (第1号)

令和3年度長浜市一般会計補正予算(第1号)

令和3年度長浜市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ587,386千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,387,386千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年3月31日

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歲入歲出予算補正

歳入 (単位:千円)

款		項		補正前の額	補	正	額	計
14 国庫支出金						587	, 386	7, 393, 708
		1 国庫負担金		5, 401, 944		439	, 547	5, 841, 491
		2 国庫補助金		1, 373, 512		147,	, 839	1, 521, 351
歳	入	合	計	51, 800, 000		587	, 386	52, 387, 386

歳出 (単位:千円)

				(十字・111)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		20, 210, 781	82, 962	20, 293, 743
	2 児童福祉費	8, 127, 455	82, 962	8, 210, 417
4 衛生費		4, 851, 192	504, 424	5, 355, 616
	1 保健衛生費	4, 851, 192	504, 424	5, 355, 616
歳出	合 計	51, 800, 000	587, 386	52, 387, 386

令和3年度長浜市一般会計 補正予算(第1号)説明書 專 決 処 分

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費国庫負担金	2, 217	439, 547	441, 764
計	5, 401, 944	439, 547	5, 841, 491

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

Ħ	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫補助金	437, 742	82, 962	520, 704
4 衛生費国庫補助金	10, 896	64, 877	75, 773
# <u></u>	1, 373, 512	147, 839	1, 521, 351

(単位:千円)

節			説	明	. 1/
区 分	金	額	Ħ)L	-91	
1 保健衛生費負担金		439, 547	新型コロナウイルスワクチン	/接種対策費負担金	439, 547

(単位:千円)

節			説	明
区 分	金	額	рЛL	971
3 児童福祉費補助金		82, 962	新型コロナウイルス感染症セ	ーフティネット強
			化交付金	82, 962
1 保健衛生費補助金		64, 877	新型コロナウイルスワクチン	接種体制確保事業
			費補助金	64, 877

歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

						補	正	額		\mathcal{O}	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	料	宇	定		財		源		<u>ģ</u> л	財源
						国県支	を出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	州又	灯你
1 児童福祉総務費	2, 742, 104		82,	962	2, 825, 066	8	32, 962								
計	8, 127, 455		82,	962	8, 210, 417	8	32, 962								

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

				I.S :	.f.=+		H 1	\ 	
				補 正		の	財	源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源		6万日子7年
				国県支出金	地方	債	その	他	一般財源
2 予防接種費	317, 975	504, 424	822, 399						
				·					
計	4, 851, 192	504, 424	5, 355, 616	504, 424					

(単位:千円)

	節			(手位・111)
区	分	金額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1 報	酬	32	3 □子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	82, 962
4 共	済 費	5	2 報酬	323
8 旅	費		4 共済費	52
10 需	用費	10	4 旅費	4
11 役	務費	16	8 消耗品費	40
12 委	託 料	2, 31	1 印刷製本費	64
18 負担	金、補助	80, 00	0 通信運搬費	168
及 ひ	ず 交 付 金		情報システム委託料	2, 311
			子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	80, 000

(単位:千円)

節			(+ \pi · 14/
区分	金 額	說	明
1報 酬	8, 892	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費	504, 424
3職員手当等	1, 259	報酬	8, 892
4 共 済 費	1, 186	職員手当等	1, 259
8 旅 費	489	共済費	1, 186
10 需 用 費	707	旅費	489
11 役 務 費	1, 290	消耗品費	100
12 委 託 料	489, 257	燃料費	23
13 使用料及び賃	1, 344	印刷製本費	495
借料		光熱水費	89
		通信運搬費	54
		手数料	1, 236
		予防接種委託料	489, 054
		駐車場整理委託料	203
		使用料及び賃借料	1, 344

1 特別職

		職員数				給与費						
	区分		報酬	給料	期末 手当	支給率	地域 手当	その他 の手当	計	共済費	合計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
補正後	議員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他の特別職	1,575	76,542						76,542		76,542	
	計	1,603	188,982	28,200	47,115			48	264,345	44,703	309,048	
	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
補正前	議員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
11111111111111111111111111111111111111	その他の特別職	1,575	76,542						76,542		76,542	
	計	1,603	188,982	28,200	47,115			48	264,345	44,703	309,048	
	長 等											
比較	議員											
上上収	その他の特別職											
	計	·	_	_							_	

2一般職

(1)総括

(単位:千円)

区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
四刀	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六仍复	□ р1	湘石
補正後	1,472 (965)	871,947	4,742,763	3,408,286	9,022,996	1,623,210	10,646,206	
補正前	1,472 (958)	862,732	4,742,763	3,407,027	9,012,522	1,621,972	10,634,494	
比 較	(7)	9,215		1,259	10,474	1,238	11,712	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,918	92,617	29,320	199,121	418,023	648	2,127	1,202,781	608,121	144,224		40,312	565,074
補正前	105,918	92,617	29,320	199,121	418,023	648	2,127	1,201,522	608,121	144,224		40,312	565,074
比 較			·					1,259					

- ※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		1001 - 1001					(1 1 →	4 1 1 4/
区分	職員数		給与費 共済費		合計	備考		
区为	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六仍复	□ в1	加力
補正後	987 (11)		3,554,308	2,902,759	6,457,067	1,201,704	7,658,771	
補正前	987 (11)		3,554,308	2,902,759	6,457,067	1,201,704	7,658,771	
比 較	(0)							

(手当の内訳)

(1)	- 1 3 H/ (/												
区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,918	63,791	29,320	199,121	347,978		1,887	845,938	608,121	110,373		40,312	550,000
補正前	105,918	63,791	29,320	199,121	347,978		1,887	845,938	608,121	110,373		40,312	550,000
比 較													

- ※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
- ※()内は、再任用短時間職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

		٠					\ 1 1 <u>-</u> 2	<u> </u>
区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
四刀	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六仍复	Π в Ι	加力
補正後	485 (954)	871,947	1,188,455	505,527	2,565,929	421,506	2,987,435	
補正前	485 (947)	862,732	1,188,455	504,268	2,555,455	420,268	2,975,723	
比 較	(7)	9,215		1,259	10,474	1,238	11,712	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		28,826		\setminus	70,045	648	240	356,843	\setminus	33,851	\setminus	/	15,074
補正前		28,826			70,045	648	240	355,584		33,851			15,074
比 較								1,259					

- ※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
- ※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	1,259	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	1,259		

(3)給料及び職員手当の状況

ア職員1人当たり給与

(単位:円)

	区分	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
Λ.T=0.T	平均給料月額	328,014	401,382	282,181	304,232			283,600	213,921
令和3年 1月1日 現在	平均給与月額	399,947	500,791	331,224	348,854			351,260	231,933
7011	平均年齢(歳)	43歳3月	48歳4月	36歳2月	53歳8月			41歳9月	61歳9月

イ 初任給 (単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度								
上 方	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)				
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-				
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700				
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600				

ウ級別職員数

ウ 級別職員数												
		行政職			教育職			幼児教育	膱		技能労務軍	哉
区分	級	職員数(人)	構成比 (%)	級	職員数(人)	構成以(%)	と 級	職員数 (人)	構成出(%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
	1	40	6.4	1			1	59	21.0	1		
	2	65	10.5	2	17	60.7	2	78	27.8	2	4	21.1
	3	109	17.5	3	8	28.6	3	57	20.3	3	4	21.1
令和3年1月1日	4	177	28.5	4	3	10.7	4	42	14.9	4	11	57.8
現在	5	137	22.0				5	25	8.9			
	6	64	10.3				6	20	7.1			
	7	30	4.8				7					
	計	622	100	計	28	100	計	281	100	計	19	100
		医療職(1))		医療職(2))		医療職(3)		再任用	
区分	級	職員数(人)	構成比 (%)	級	職員数(人)	構成以 (%)	と 級	職員数(人)	構成以 (%)	 級	職員数 (人)	構成比 (%)
							1			1	10	37.0
							2			2	12	44.5
							3	1	100	3	1	3.7
令和3年1月1日							4			4	2	7.4
現在							5			5		
							6			6	2	7.4
<u> </u>							7			7		
(AT DU ~ 177 M-11)	計			計			計	1	100	計	27	100
(級別の標準的な			ΩÝI	L	2 1/1	- 1	Δ ½TL		TL	C VII	1	7√π
区分	-	1級	2級	۷	3級	-	4級	5 ^糸	/X	6級		7級
行政職		主事	主事	Ŧ	主査		係長 主幹	課長付 副参		課長 参事		部長 次長
教育職		教諭	係 主 車		課長 参事 課長代理 副参事	<u></u> (†	課長 交長待遇)				
幼児教育職	好 幼稚	主事 R育士 推園教諭 育教諭	主事 保育 幼稚園 保育教	士 教諭	主査 保育士 幼稚園教詞 保育教諭	制 _	係長 主幹 幹保育士 主幹教諭 幹保育教詞	副園	:事	課長 参事 園長		部長 次長 園長
技能労務職 技能職 労務職			技能職 労務職		技能職		技能職					
医療職(1)		所で医療 を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師		診療所で高原の知識、経験 の知識、経験 基づき困難な 医療業務を行 医師	きに識べる	寮所できわ 「高度の知 経験に基 を困難な医 養務を行う					
医療職(2)	:	技師	薬剤師、 高度な業 行う技	美務を	主査、相当高度な業務を行薬剤師、高度 業務を行う技	う をな	係長 主幹	課長付副参		課長参事		部長 次長
医療職(3)	准	看護師	看護	師	主査、相当 度な業務を う看護師	行	係長 主幹	課: 参: 課長付 副参	事 代理	部長 次長		

工期末手当•勤勉手当

791714 1	1977 <u>1</u> 21 7 —						
区分	支給期別支給率		支給期別支給率 6月(月分) ┃ 12月(月分)		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	0月(月分)	12月(月分)	(カカ)	松寺による加昇相直			
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有			
国の制度	2.250	2.200	4.450	有			

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

		代表的な職種							
区分	全職種	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	1	1	0.06	1	ı	1	
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	7.67	11.74	1	1	10.53	1	ı	1	
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当						手当	

クその他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

議案第59号

専決処分事項の承認を求めることについて(専決第3号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

専決第3号 長浜市税条例等の一部改正について

専決第3号

長浜市税条例等の一部改正について

長浜市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することにつき、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年3月31日

長浜市長 藤井 勇治

長浜市税条例等の一部を改正する条例

(長浜市税条例の一部改正)

第1条 長浜市税条例(平成18年長浜市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加え、「、「退職所得申告書」」を「「退職所得申告書」」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき 退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に 規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告 書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記 載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第62条第2項中「第54条の3」を「第54条の2」に、「申告書類」を「、申告書類」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

- 第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及 び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過 した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税 台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住 所及び氏名
 - (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「規定により」の次に「、又は現所有者が前条の規定により」を加える。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。 附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を

「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附 則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同 条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第 27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30 項第1号二」を「附則第15条第27項第1号二」に改め、同項を同条第6項とし、同 条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に 改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附 則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則 第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条 第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第 27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第 30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項と し、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3 号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を 「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第 15条第38項 を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条 中第16項を削り、第17項を第15項とし、第18項を第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税に

あっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第16条の5の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年

度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第16条の6及び第16条の7中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第16条の8及び第16条の9中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の10の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第16条の14中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第16条の15の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第29条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。 附則第33条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の 適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(長浜市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長浜市税条例の一部を改正する条例(令和2年長浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、長浜市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規

定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、 同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算 定期間」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の長浜市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の長浜市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2 第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に 記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4 項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載 すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税につ いては、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行

日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、 なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第60号

専決処分事項の承認を求めることについて(専決第4号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

専決第4号 令和3年度長浜市一般会計補正予算 (第2号)

専決第4号

令和3年度長浜市一般会計補正予算(第2号)

令和3年度長浜市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200,000千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,587,386千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年5月18日

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歲入歲出予算補正

歳入 (単位: 千円)

				(平匹・111)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7, 393, 708	199, 377	7, 593, 085
	1 国庫負担金	5, 841, 491	58, 897	5, 900, 388
	2 国庫補助金	1, 521, 351	140, 480	1, 661, 831
15 県支出金		3, 858, 461	623	3, 859, 084
	2 県補助金	1, 528, 697	623	1, 529, 320
歳	合 計	52, 387, 386	200, 000	52, 587, 386

歳出 (単位:千円)

				(十字・114)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		20, 293, 743	130, 952	20, 424, 695
	2 児童福祉費	8, 210, 417	130, 952	8, 341, 369
4 衛生費		5, 355, 616	69, 048	5, 424, 664
	1 保健衛生費	5, 355, 616	69, 048	5, 424, 664
歳出	合 計	52, 387, 386	200, 000	52, 587, 386

令和3年度長浜市一般会計 補正予算(第2号)説明書 專 決 処 分

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費国庫負担金	441, 764	58, 897	500, 661
1	5, 841, 491	58, 897	5, 900, 388

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫補助金	520, 704	130, 952	651, 656
4 衛生費国庫補助金	75, 773	9, 528	85, 301
計	1, 521, 351	140, 480	1, 661, 831

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

Ħ	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費県補助金	24, 026	623	24, 649
計	1, 528, 697	623	1, 529, 320

節			説	明	
区 分	金	額	₽)Ľ	-91	
1 保健衛生費負担金		58, 897	新型コロナウイルスワクチン	ン接種対策費負担金	58, 897

(単位:千円)

節		説	明	
区 分	金	額	E)L	91
3 児童福祉費補助金		130, 952	新型コロナウイルス感染症セー	ーフティネット強
			化交付金	130, 9
1 保健衛生費補助金		9, 528	新型コロナウイルスワクチン	妾種体制確保事業
			費補助金	9, 5

節				田
区 分	金	額	印几	<i>M</i>
1 保健衛生費補助金		62	3 新型コロナウイルス感染	e症緊急包括支援交付金 623

歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

						補 正	額	ĺ	の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財		源		фл	財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	利 又	.灯 你
1 児童福祉総務費	2, 825, 066		130,	952	2, 956, 018	130, 95	2							
計	8, 210, 417		130,	952	8, 341, 369	130, 95	2							

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

					補 正	額	Ø	財		源	内	訳
I	補正前の額	補正	額	計	特	定	財		源			財源
					国県支出金	地	方 債	そ	\mathcal{O}	他	州又	只10不
2 予防接種費	822, 399	6	9,048	891, 447	69, 048	3						
_,												
計	5, 355, 616	6	9, 048	5, 424, 664	69, 048	3						

	節			(+12.111)
区	分	金額	説 明	
1 報	酬	64	□子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	130, 952
4 共	済 費	10	4 報酬	645
8 旅	費		3 共済費	104
10 需	用費	35	旅費	8
11 役	務費	84	消耗品費	40
12 委	託 料	2, 19	6 印刷製本費	319
18 負担	金、補助	126, 80	通信運搬費	840
及 ひ	で 付金		情報システム委託料	2, 196
			子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)	126, 800

	節					
区	分	金	額	説	明	
1 報	酬		2,012	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費		69, 048
8 旅	費		138	報酬		2, 012
10 需	用費		14	旅費		138
12 委	託 料		64, 420	燃料費		14
13 使用料	料及び賃		2, 464	予防接種委託料		64, 109
借	料			駐車場整理委託料		311
				使用料及び賃借料		2, 464
					_	

1 特別職

		職員数				給与費						
	区分		報酬	給料	期末 手当	支給率	地域 手当	その他 の手当	計	共済費	合計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
補正後	議員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他の特別職	1,575	76,542						76,542		76,542	
	計	1,603	188,982	28,200	47,115			48	264,345	44,703	309,048	
	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
補正前	議員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
11111111111111111111111111111111111111	その他の特別職	1,575	76,542						76,542		76,542	
	計	1,603	188,982	28,200	47,115			48	264,345	44,703	309,048	
	長 等											
比較	議員											
上上収	その他の特別職											
	計	·	_	_							_	

2一般職

(1)総括

(単位:千円)

区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
卢 万	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六併复		湘石
補正後	1,472 (980)	874,604	4,742,763	3,408,286	9,025,653	1,623,314	10,648,967	
補正前	1,472 (965)	871,947	4,742,763	3,408,286	9,022,996	1,623,210	10,646,206	
比 較	(15)	2,657			2,657	104	2,761	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,918	92,617	29,320	199,121	418,023	648	2,127	1,202,781	608,121	144,224		40,312	565,074
補正前	105,918	92,617	29,320	199,121	418,023	648	2,127	1,202,781	608,121	144,224		40,312	565,074
比 較													

- ※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		1001 - 1001					(1 1 →	4 1 1 4/
区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
区为	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六仍复	П в Ι	加力
補正後	987 (11)		3,554,308	2,902,759	6,457,067	1,201,704	7,658,771	
補正前	987 (11)		3,554,308	2,902,759	6,457,067	1,201,704	7,658,771	
比 較	(0)							

(手当の内訳)

	1 3H/ (/												
区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,918	63,791	29,320	199,121	347,978		1,887	845,938	608,121	110,373		40,312	550,000
補正前	105,918	63,791	29,320	199,121	347,978		1,887	845,938	608,121	110,373		40,312	550,000
比 較													

- ※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
- ※()内は、再任用短時間職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

							\ 1 1 <u>-</u> 2	<u> </u>
区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
四刀	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六併負	П п Ι	加力
補正後	485 (969)	874,604	1,188,455	505,527	2,568,586	421,610	2,990,196	
補正前	485 (954)	871,947	1,188,455	505,527	2,565,929	421,506	2,987,435	
比 較	(15)	2,657			2,657	104	2,761	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		28,826		\setminus	70,045	648	240	356,843	\setminus	33,851		/	15,074
補正前		28,826		\setminus	70,045	648	240	356,843	\setminus	33,851		/	15,074
比 較													

- ※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
- ※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	•	説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当		1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分			

(3)給料及び職員手当の状況

ア職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
Atack	平均給料月額	328,014	401,382	282,181	304,232			283,600	213,921
令和3年 1月1日 現在	平均給与月額	399,947	500,791	331,224	348,854			351,260	231,933
7612	平均年齢(歳)	43歳3月	48歳4月	36歳2月	53歳8月			41歳9月	61歳9月

イ初任給 (単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分			国の制度		
上 力	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	_	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ級別職員数

ウ級別職員数		/ → → I . mish			tyl		T	/ +/ - + m	±1.	1	LL 46 W 76 76 11	±1,
E /\		行政職	I s		教育職		_	幼児教育職	1	_	技能労務軍	
区分	級	職員数(人)	構成比 (%)	級	職員数(人)	構成比 (%)	級	職員数(人)	構成: (%)	級	職員数(人)	構成比 (%)
	1	40	6.4	1			1	59	21.0	1		
	2	65	10.5	2	17	60.7	2	78	27.8	2	4	21.1
	3	109	17.5	3	8	28.6	3	57	20.3	3	4	21.1
令和3年1月1日	4	177	28.5	4	3	10.7	4	42	14.9	4	11	57.8
現在	5	137	22.0				5	25	8.9			
	6	64	10.3				6	20	7.1			
	7	30	4.8				7					
	計	622	100	計	28	100	計	281	100	計	19	100
		医療職(1))		医療職(2)	1		医療職(3))		再任用	
区分	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成と (%)	と 級	職員数	構成比 (%)
		+					1			1	10	37.0
		+			+		2	+		2	12	44.5
					+		3	1	100	3	1	3.7
│ │ 令和3年1月1日							4	1	100	4	2	7.4
現在		1			+		5	†		5	-	<u> </u>
							6			6	2	7.4
							7			7	_	
	計			計			計	1	100	計	27	100
(級別の標準的な		 内容)	ļ				1	<u> </u>			ļ	<u> </u>
区分		1級	2剎	<u></u>	3級		4級	5剎	支	6級		7級
行政職		主事	主事	∓	主査		係長 主幹	課長付副参		課長 参事		部長 次長
教育職		教諭	係 主 草		課長 参事 課長代理 副参事	! (校	課長 (長待遇)					
幼児教育職	幼	主事 保育士 稚園教諭 R育教諭	主 保育 幼稚園 保育教	士 教諭	主査 保育士 幼稚園教記 保育教諭	. 主	係長 主幹 幹保育士 幹教諭 保育教諭	課長付 副参 副園	事	課長 参事 園長	,	部長 次長 園長
技能労務職		技能職 労務職	技能 労務		技能職	į	支能職					
医療職(1)		所で医療 らを行う医師	診療所で 高度の知 経験に基 困難な医 務を行う!	識、 づき 療業	診療所で高度の知識、経験基づき困難な 医療業務を行 医師	され、流気を	所できわ 高度の知 経験に基 困難な医 務を行う医					
医療職(2)		技師	薬剤師、 高度な第 行う技	美務を	主査、相当高度な業務を行 薬剤師、高度 業務を行う技	fう をな	係長 主幹	課長付副参		課長参事		部長 次長
医療職(3)	淮		看護	師	主査、相当 度な業務を う看護師	行	係長 主幹	課 参 課 長 副 参	事 弋理	部長 次長		

工期末手当•勤勉手当

7,7,7(1) = 23,726 1 =						
区分	支給期別支給率 6月(月分) 12月(月分)		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考	
	6月(月分)	12月(月分)	(月辺)	脳寺による加昇相直		
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有		
国の制度	2.250	2.200	4.450	有		

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

		代表的な職種						
区分	全職種	重 行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	-	1	0.06	_	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	7.67	11.74	-	-	10.53	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当						

クその他の手当

比美毛虫 化昆毛虫 语勘毛虫	国の制度との異同
扶養手当、住居手当、通勤手当	国に同じ

令和3年度長浜市一般会計補正予算(第3号)

令和3年度長浜市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ606,538千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,193,924千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歲入歲出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7, 593, 085	364, 435	7, 957, 520
	1 国庫負担金	5, 900, 388	125, 077	6, 025, 465
	2 国庫補助金	1, 661, 831	239, 358	1, 901, 189
15 県支出金		3, 859, 084	10,000	3, 869, 084
	2 県補助金	1, 529, 320	10,000	1, 539, 320
18 繰入金		2, 391, 488	161, 803	2, 553, 291
	1 基金繰入金	2, 321, 050	161, 803	2, 482, 853
20 諸収入		1, 188, 511	24, 600	1, 213, 111
	5 雑入	1, 094, 019	24, 600	1, 118, 619
21 市債		3, 522, 200	45, 700	3, 567, 900
	1 市債	3, 522, 200	45, 700	3, 567, 900
歳 入	合 計	52, 587, 386	606, 538	53, 193, 924

歳出 (単位:千円)

				(単位:十円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5, 415, 699	85, 918	5, 501, 617
	1 総務管理費	4, 421, 644	72, 600	4, 494, 244
	3 戸籍住民基本台帳費	344, 154	13, 318	357, 472
3 民生費		20, 424, 695	34, 506	20, 459, 201
	1 社会福祉費	10, 119, 712	34, 506	10, 154, 218
4 衛生費		5, 424, 664	170, 851	5, 595, 515
	1 保健衛生費	5, 424, 664	170, 851	5, 595, 515
6 農林水産業費		2, 185, 777	11, 000	2, 196, 777
	1 農業費	1, 985, 423	11, 000	1, 996, 423
7 商工費		812, 964	72, 700	885, 664
	1 商工費	812, 964	72, 700	885, 664
8 土木費		5, 623, 891	182, 605	5, 806, 496
	2 道路橋梁費	1, 289, 551	171, 905	1, 461, 456
	5 住宅費	1, 030, 666	10, 700	1, 041, 366
9 消防費		2, 165, 840	22, 000	2, 187, 840
	1 消防費	2, 165, 840	22, 000	2, 187, 840
10 教育費		5, 581, 484	26, 958	5, 608, 442
	2 小学校費	915, 508	15, 902	931, 410
	3 中学校費	346, 130	8, 056	354, 186
	5 社会教育費	899, 317	3, 000	902, 317
歳出	· 合 計	52, 587, 386	606, 538	53, 193, 924

第2表 地方債補正

変更

起債の目的			補正前			補正後		
起傾の日的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 216, 200	普通貸借	6.0%以内 (ただし、政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に	政府資金及類別では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 のに、 のには、 のには、 のには、 のには、 のによる。 に と のには、 のによる。	千円 268,600	補正前	補正前	補正前
消防施設整備事業	56, 300	又は一部券発行	の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	のによる。 では、 市財り、 では、 でお間間を がでも、 でも関係を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	49,600	と同じ	と同じ	と同じ

令和3年度長浜市一般会計 補正予算(第3号)説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費国庫負担金	500, 661	125, 077	625, 738
<u>≒</u>	5, 900, 388	125, 077	6, 025, 465

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費国庫補助金	126, 389	76, 038	202, 427
4 衛生費国庫補助金	85, 301	10, 774	96, 075
8 土木費国庫補助金	765, 944	129, 595	895, 539
9 消防費国庫補助金	0	10, 972	10, 972
10 教育費国庫補助金	32, 541	11, 979	44, 520
計	1, 661, 831	239, 358	1, 901, 189

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費県補助金	527, 637	10, 000	537, 637
計	1, 529, 320	10, 000	1, 539, 320

(款) 18 繰入金

(項) 1基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	0	38, 805	38, 805
6 地域福祉基金繰入金	250, 967	34, 506	285, 473
21 過疎地域自立促進特別事業基金繰入	7, 000	5, 000	12, 000
金			
24 まち・ひと・しごと創生総合戦略推	213, 329	△5, 601	207, 728
進基金繰入金			
25 公共施設等整備基金繰入金	148, 250	17, 728	165, 978
26 公共施設等保全整備基金繰入金	270, 859	36, 365	307, 224
30 新型コロナウイルスに立ち向かう医	0	35, 000	35, 000
療従事者を応援する基金繰入金			
計	2, 321, 050	161, 803	2, 482, 853

節			説	明	. 1 1 1 7
区分	金	額	机儿	97	
1 保健衛生費負担金		125, 077	新型コロナウイルスワクチ	ン接種対策費負担金	125, 077

(単位:千円)

節		· 説 明	
区 分	金 額	· 説 明	
1 総務管理費補助金	76, 038	通知カード・個人番号カード関連事務費補助金	13, 318
		地方創生推進交付金	24, 470
		地方創生テレワーク交付金	38, 250
1 保健衛生費補助金	10, 774	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	
		費補助金	10,774
2 道路橋梁費補助金	87, 932	社会資本整備総合交付金	87, 932
5 住宅費補助金	41, 663	社会資本整備総合交付金	41,663
1 消防費補助金	10, 972	消防防災施設整備費補助金	10, 972
5 保健体育費補助金	11, 979	学校保健特別対策事業費補助金	11, 979

(単位:千円)

節		説	ĦĦ
区 分	金 額	印化	1 77
3 農地費補助金	10, 000	団体営農地防災事業費補助金	10,000

			(単位・1円)
節		説	明
区分	金額	Ħ)L	91
1 財政調整基金繰入金	38, 805		
1 地域福祉基金繰入金	34, 506		
1 過疎地域自立促進特別事業	5,000		
基金繰入金			
1 まち・ひと・しごと創生総	△5, 601		
合戦略推進基金繰入金			
1 公共施設等整備基金繰入金	17, 728		
1 公共施設等保全整備基金繰	36, 365		
入金			
1 新型コロナウイルスに立ち	35, 000		
向かう医療従事者を応援す			
る基金繰入金			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

Ħ	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	1, 093, 995	24, 600	1, 118, 595
114-	1, 094, 019	24, 600	1, 118, 619

(款) 21 市債

(項) 1 市債

Ħ	補正前の額	補正額	計
8 土木債	842, 900	52, 400	895, 300
9 消防債	176, 400	△6, 700	169, 700
☆	3, 522, 200	45, 700	3, 567, 900

節		説	明
区 分	金額	東 だ	971
2 総務費雑入	21, 600	自治総合センター助成金	21, 600
10 教育費雑入	3,000	B&G財団助成金	3,000

節			説	明		
区 分	金	額	印化	91		
1 道路橋梁整備事業債		52, 400	地方道路整備事業債	52, 400		
1 消防施設整備事業債		△6, 700	耐震性防火水槽整備事業債	△6, 700		

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

				補 正	額の	財 源	内 訳	
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	6几日本7元	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
8 企画費	376, 833	0	376, 833	7, 126		△7, 126		
9 地域振興費	158, 590	51,000	209, 590	43, 028		9, 972	△2,000	
12 自治振興費	133, 924	21,600	155, 524			21,600		
計	4, 421, 644	72,600	4, 494, 244	50, 154		24, 446	△2,000	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
		<u> </u>		国県支出金	地方債	その他	一
1 戸籍住民基本台帳	344, 154	13, 318	357, 472	13, 318			
費							
計	344, 154	13, 318	357, 472	13, 318			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

						補	正	額	Ø,)	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	华	寺	定		財		源	<u></u>	出油
				国県国	支出金	地	方	債	そ	の他	一般財源			
3 しょうがい福祉費	3, 822, 819		34,	506	3, 857, 325							34, 506		
計	10, 119, 712		34,	506	10, 154, 218							34, 506		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

						補	正	額		の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	朱	寺	定		財		源		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計派
				国県国	支出金	地	方	債	そ	の	他	一般財源			
1 保健衛生総務費	3, 818, 405		35,	000	3, 853, 405							35,	000		
2 予防接種費	891, 447		135,	851	1, 027, 298	13	35, 851								

節				(平位・117)
区分	金額	説	明	
		財源更正		
7 報 償 費	29	□移住・定住対策事業費		51,000
8 旅 費	52	報償費		29
12 委 託 料	5, 919	旅費		52
18 負担金、補助	45, 000	サテライトオフィス等誘致支援事業委託料		5, 919
及び交付金		サテライトオフィス等開設支援事業補助金		45, 000
18 負担金、補助	21, 600	□まちづくり支援事業費		21,600
及び交付金		コミュニティ助成事業助成金		21,600
			,	

(単位:千円)

節			
区分	金額	説	明
1報 酬	5, 340	□戸籍住民基本台帳管理事務経費	13, 318
3職員手当等	474	報酬	5, 340
4 共 済 費	612	職員手当等	474
8 旅 費	320	共済費	612
10 需 用 費	165	旅費	320
12 委 託 料	385	消耗品費	165
13 使用料及び賃	155	情報システム委託料	385
借料		使用料及び賃借料	155
17 備品購入費	5, 867	備品購入費	5, 867

(単位:千円)

節					
区分	金	額	説	明	
18 負担金、補助		34, 506	□しょうがい福祉施設整備支援事業費		34, 506
及び交付金			しょうがい福祉施設整備支援事業補助金		34, 506
		·			

節				(1 1 1 1 1 1 1 1 1
川見				
区 分	金 額	記	明	
18 負担金、補助	35, 000	□救急医療体制運営事業費		35, 000
及び交付金		新型コロナウイルス感染症対策支援交付金		35, 000
1 報 酬	2, 242	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費		135, 851

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

						補	正	額	の		財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	#	寺	定	ļ	才	源		<u>á</u> л	財源
						国県	支出金	地	方	責 そ	- の	他	川又	.妇你
7 健康都市推進費	19, 802			0	19, 802		1, 344				7	$\triangle 947$		$\triangle 397$
計	5, 424, 664		170,	851	5, 595, 515	1	37, 195				34	, 053		△397

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補正	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	州文 戶 7 7 7
3 農業振興費	371, 129		0 371, 129	1,000		△1,000	
5 農地費	1, 265, 610	11, 00	0 1, 276, 610	10,000			1,000
計	1, 985, 423	11, 00	0 1, 996, 423	11,000		△1,000	1,000

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

						補	E	額	T.)	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特		定	ļ	才		源	<u> фл</u>	財源
						国県支出	出金	地	方	責	そ	の他	<i>א</i> ניל	(只)(乐
1 林業振興費	181, 876			0	181, 876	4,	722				Δ	△1,000	Δ	\3, 722
計	194, 908			0	194, 908	4,	722				Δ	△1,000	Δ	\3, 722

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	州文户门仍尔
2 商工業振興費	336, 306	72, 700	409, 006	36, 335		36, 365	
3 観光費	234, 344	0	234, 344	5, 500		△5, 500	
計	812, 964	72, 700	885, 664	41,835		30, 865	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

_	() () ()	////															
							補	正	額		の	財	沥	亰	内	訳	ĺ
	目	補正前の額	補	正	領	計	架	Ê	定		財		源		一般	計派	
							国県支	え出金	地	方	債	そ	0 '	他	川又	灯你	
	2 道路維持費	524, 014		90, 0	00	614, 014	4	3, 111		19,	400		5, 0	00	2	22, 489	l

	節			(辛匹・11)
区	分	金額	說	明
8 旅	費	157	報酬	2, 242
10 需	用費	12	旅費	157
12 委	託 料	130, 976	燃料費	12
13 使用	料及び賃	2, 464	予防接種委託料	130, 617
借	料		駐車場整理委託料	359
			使用料及び賃借料	2, 464
			財源更正	

(単位:千円)

節				
区 分	金額	說	明	
		財源更正		
12 委 託 料	11, 000	□土地改良事業費		11, 000
		ため池ハザードマップ作成業務委託料		11,000

(単位:千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	
			•		

(単位:千円)

節			
区分	金額	説	明
14 工事請負費	72, 700	□商業振興対策事業費	72, 700
		整備事業費	72, 700
		財源更正	

節			
区 分	金額	說	明
17 備品購入費	90,000	□雪寒対策費	90, 000

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地 方 債	その他	州文 於 (/於
4 道路新設改良費	527, 252	81, 905	609, 157	44, 821	33, 000		4, 084
計	1, 289, 551	171, 905	1, 461, 456	87, 932	52, 400	5,000	26, 573

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

							補	正	額	の	則	†	源	内	訳
	目	補正前の額	補	正	額	計	牛	寺	定	則	•	源		ந்ர	:財源
L							国県ラ	支出金	地	方 債	そ	の	他	川又	.只你
ſ	1 住宅管理費	1, 025, 997		10,	700	1, 036, 697		5, 328							5, 372
I	計	1, 030, 666		10,	700	1, 041, 366		5, 328							5, 372

(款) 9消防費

(項) 1 消防費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一
3 消防施設費	69, 442	22,000	91, 442	10, 972	△6, 700	17, 728	
計	2, 165, 840	22, 000	2, 187, 840	10, 972	△6, 700	17, 728	

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

					補	正	額	の	貝	オ	源	内	訳
目	補正前の額	補	正 額	計	朱	宇	定	具	t	源		<u>的几</u>	財源
					国県支	支出金	地	方 債	そ	の	他	刊又	. 只 () ()
1 小学校管理費	510, 606		15, 902	526, 508		7, 951							7, 951
計	915, 508		15, 902	931, 410		7, 951							7, 951

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

_	() () - 1 0	· ·									
					補 正	額	の	財	源	内	訳
	目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	Ú	原	一般	H / //巨
					国県支出金	地 方	債	その	り他	7月又	別你
	1 中学校管理費	235, 707	8,056	243, 763	4, 028						4,028
ľ	計	346, 130	8, 056	354, 186	4, 028						4,028

						(手匹・111)
	節					
区	分	金	額	説	明	
				備品購入費		90, 000
14 工事請	14 工事請負費 61,500			□木之本線整備事業費		81, 905
21 補償、補	甫填及		20, 405	整備事業費		81, 905
び賠	び賠償金					

(単位:千円)

節				
区分	金額	説	明	
L 74	312 150			
12 委 託 料	10, 700	□市営住宅整備事業費		10, 700
		公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料		10, 700

(単位:千円)

節				
区分	金 額	説	明	
14 工事請負費	22, 000	□消防施設整備事業費		22,000
		整備事業費		22,000

(単位:千円)

節					
区分	金	額	説	明	
17 備品購入費	15	5, 902	□小学校管理費		15, 902
			備品購入費		15, 902

餌	ĵ			
区 分	金	額	説	明
17 備品購入費		8, 056	□中学校管理費	8, 056
			備品購入費	8, 056

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地 方 債	その他	州又 只 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
1 社会教育総務費	13, 314	3,000	16, 314			3,000	
計	899, 317	3,000	902, 317			3,000	

		節				(十1年・111)
区	分	>	金	額	説	明
7 報	償	費		175	□社会教育諸経費	3,000
8 旅		費		77	報償費	175
10 需	用	費		1, 188	旅費	77
12 委	託	料		1,560	印刷製本費	1, 188
					偉人マンガ制作業務委託料	1, 560

1 特別職

		職員数				給与費						
	区分		報酬	給料	期末 手当	支給率	地域 手当	その他 の手当	計	共済費	合計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
補正後	議員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他の特別職	1,575	76,542						76,542		76,542	
	計	1,603	188,982	28,200	47,115			48	264,345	44,703	309,048	
	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
補正前	議員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
11111111111111111111111111111111111111	その他の特別職	1,575	76,542						76,542		76,542	
	計	1,603	188,982	28,200	47,115			48	264,345	44,703	309,048	
	長 等											
比較	議員											
	その他の特別職			_	·		_			_	-	
	計			_	·		_			_	-	

2一般職

(1)総括

(単位:千円)

区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
四刀			職員手当	計	六併負	□ р1	加力	
補正後	1,472 (999)	882,186	4,742,763	3,408,760	9,033,709	1,623,926	10,657,635	
補正前	1,472 (980)	874,604	4,742,763	3,408,286	9,025,653	1,623,314	10,648,967	
比 較	(19)	7,582		474	8,056	612	8,668	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,918	92,617	29,320	199,121	418,023	648	2,127	1,203,255	608,121	144,224		40,312	565,074
補正前	105,918	92,617	29,320	199,121	418,023	648	2,127	1,202,781	608,121	144,224		40,312	565,074
比 較								474					

- ※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		1001 - 1001				(1 1 →	<u> </u>	
区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
区为	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六仍复	□ в1	加力
補正後	987 (11)		3,554,308	2,902,759	6,457,067	1,201,704	7,658,771	
補正前	987 (11)		3,554,308	2,902,759	6,457,067	1,201,704	7,658,771	
比 較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,918	63,791	29,320	199,121	347,978		1,887	845,938	608,121	110,373		40,312	550,000
補正前	105,918	63,791	29,320	199,121	347,978		1,887	845,938	608,121	110,373		40,312	550,000
比 較													

- ※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
- ※()内は、再任用短時間職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

		•					\ 1 I=	4 1 1 4 /
区分	職員数		給	与費		共済費	合計	備考
四刀	(人) 報酬 給料 職員手当 計		六併負	Π в Ι	加力			
補正後	485 (988)	882,186	1,188,455	506,001	2,576,642	422,222	2,998,864	
補正前	485 (969)	874,604	1,188,455	505,527	2,568,586	421,610	2,990,196	
比 較	(19)	7,582		474	8,056	612	8,668	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		28,826	\setminus	\setminus	70,045	648	240	357,317	\setminus	33,851			15,074
補正前		28,826	\setminus	\setminus	70,045	648	240	356,843	\setminus	33,851			15,074
比 較								474					·

- ※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
- ※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	474	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	474		

(3)給料及び職員手当の状況

ア職員1人当たり給与

(単位:円)

	区分	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
7 - C - L	平均給料月額	324,684	394,721	279,689	307,265				214,864
令和3年 4月1日 現在	平均給与月額	412,332	507,855	333,369	359,882				236,399
)u 11	平均年齢(歳)	42歳7月	46歳6月	35歳9月	53歳3月				61歳3月

イ初任給 (単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度										
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)						
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-						
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700						
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600						

ウ 級別職員数															
	行政職			教育職			ý,	幼児教育職			技能労務職				
区分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)		婧成比 (%)	級	職員数 (人)	構成出 (%)	<u> </u>	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
令和3年4月1日 現在	1	42	6.6	1				1	66	22.9		1			
	2	59	9.3	2	17	6	30.7	2	77	26.8		2	4	23.5	
	3	113	17.9	3	8	+	28.6	3	49	17.0	-	3	2	11.8	
	4	176	27.9	4	3	1	10.7	4	51	17.7		4	11	64.7	
	5	142	22.5					5	25	8.7					
	6	65	10.3					6	20	6.9	+				
	7 計	35	5.5	計	28		100	7 計	288	100		計	17	100	
	計 632 100						100					ΠĪ		100	
		医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)		再任用		1			
区分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数(人)		請成比 (%)	級	職員数 (人)	構成出(%)	1)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
<u> </u>												1	15	41.5	
											_	2	10	27.8	
									ļ			3	2	5.6	
令和3年4月1日 <u></u> 現在											_	4	2	5.6	
9 612.											_	5 6	5 2	13.9 5.6	
		-									_	7		5.0	
<u> </u>	計			計				計				<u>'</u> 計	36	100	
区分 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級											7級				
行政職	:	主事		主事			係長 主幹			課長代理 副参事		!長 : 事		部長 次長	
教育職	14	教諭		課長 係長 参事 主幹 課長代理 副参事		E.		課長(校長待遇)			/				
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭		保育 幼稚園	主事 主查 保育士 保育士 功稚園教諭 幼稚園教 保育教諭 保育教訓			三 主幹 主草	系長 主幹 :保育士 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	課長代理 副参事 副園長		課長 参事 園長			部長 次長 園長	
技能労務職				技能職 労務職		技能職 技		能職							
医療職(1)		所で医療 と行う医師			診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師		めて高 識、経 づき困	fできわ f度の知 験に基 J難な医 gを行う医							
医療職(2)	-	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師		主査、相当高度な業務を行業剤師、高度業務を行うお	行う 度な	主幹		課長代理 副参事		課長 参事		;	部長 次長	
医療職(3)	准看護師 看		看護	師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師			系長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事			ぶ長 ズ長			

工期末手当•勤勉手当

7/17/1-1 3/1/2-1-1						
区分	支給期5	引支給率 12月(月分)	支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考	
	0月(月7)	12月(月7月)	()1)1)	放守による加発旧巨		
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有		
国の制度	2.225	2.225	4.450	有		

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年4月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

		代表的な職種						
区分	全職種	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	1	1	0.07	1	ı	1
支給対象職員の比率(%) (令和3年4月1日現在)	7.59	11.71	1	1	11.76	1	ı	1
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当			手当				

クその他の手当

比美毛虫 化昆毛虫 语勘毛虫	国の制度との異同
扶養手当、住居手当、通勤手当	国に同じ

議案第62号

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の制定について 長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道をいう。)及び長浜市農業集落排水処理施設(長浜市農業集落排水処理施設条例(平成18年長浜市条例第135号)第2条第2号に規定する処理施設をいう。以下「下水道」と総称する。)の供用開始後における利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「新規利用者」とは、排水設備(長浜市下水道条例(平成18年 長浜市条例第163号)第2条第6号又は長浜市農業集落排水処理施設条例第2条第3号 に規定する排水設備をいう。以下同じ。)の新設、増設又は改築を行い、市が次条の規定 により新たに設置する公共のます及び取付管(以下「公共汚水ます等」という。)に汚水 を排除する者をいう。

(公共汚水ます等の工事)

- 第3条 新規利用者は、新たに公共汚水ます等の工事が必要となるときは、あらかじめ規 則で定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、必要と認めたときは、当該公共汚水ます等の工事を行うものとする。

(工事負担金)

第4条 新規利用者は、前条第2項の工事に要する費用(以下「工事負担金」という。)として、公共汚水ます等1ますにつき、次の表に定める区分に応じた金額を納入しなければならない。ただし、規則で定めるもののほか、市長が必要と認めたものに要する費用は、市の負担とする。

区分	金額		
一般家庭	18万円		
一般家庭以外	工事費相当額		

(公共下水道事業受益者負担金の徴収)

第5条 市長は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例(平成 18 年長浜市条例第165号。以下「旧受益者負担条例」という。)第7条の規定により賦課している受益者負担金(以下「受益者負担金」という。)について、規則の定めるところにより徴収するものとする。

(督促状及び督促手数料)

第6条 工事負担金又は受益者負担金を納期限までに納付しない者に対する督促状及び督促手数料については、長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成 18 年長浜市条例第75号)の定めるところによる。

(延滞金)

- 第7条 市長は、納期限までに工事負担金を納付しない者があるときは、長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例の定めるところにより延滞金を徴収するものとする。
- 2 市長は、納期限までに受益者負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額に当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.25パーセント)の割合を乗じて算出した延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、受益者負担金の納付義務を負う者が納期限までに受益者負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第5条から第7条まで並び に附則第2項及び附則第5項から附則第8項までの規定は、令和4年1月1日から施行 する。

(長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の廃止)

- 2 長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例施行規則(平成18年長浜市規則第154号)第3条の受益者の申告(以下「申告」という。)がされた土地は、第3条の規定による申請者が第4条の工事負担金を納入しているものとみなす。ただし、この条例の施行の際現に公共汚水ます等の設置又は旧受益者負担条例第8条の受益者負担金の徴収猶予(以下「徴収猶予」という。)をしている土地は、この限りでない。
- 4 市長は、施行日以後に申告された土地については、旧受益者負担条例第7条第1項の 賦課をしないものとする。
- 5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に旧受益者負担条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
- 6 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に徴収猶予をしている土地については、当該規定の施行の日をもって、当該徴収猶予及び受益者負担金の賦課を取り消す。 ただし、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に公共汚水ます等の設置をしている土地は、この限りでない。

(延滞金の割合等の特例)

7 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの

割合を加算した割合とし、年7. 25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 25パーセントの割合を超える場合には、年7. 25パーセントの割合)とする。

8 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

長浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

長浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

長浜市固定資産評価審査委員会条例(平成18年長浜市条例第14号)の一部を次のように 改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を 削る。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を 削る。

第11条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印 し」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例(平成18年長浜市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「認められるもの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養 親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、 所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の第34条の7第1項第 1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 前条ただし書に規定する規定による改正後の長浜市税条例の規定は、令和6年度以後 の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

第1条 長浜市農業集落排水処理施設条例 (平成18年長浜市条例第135号) の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「使用者」を「市民」に改める。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とし、第18条を第16条とし、 第19条を第17条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第2条 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

4 前各項の規定にかかわらず、長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例(令和3年長浜市条例第●号)第3条の公共汚水ます等の工事については、同条例に定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は同年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第2条の施行の日前に同条による改正前の長浜市農業集落排水処理施設条 例第10条第1項の承認を受けた公共汚水ます等の工事に要する費用については、なお 従前の例による。 長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について

長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

長浜市民スポーツ施設条例(平成18年長浜市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第6条中「浅井文化スポーツ公園附帯施設以外の」を削り、「スポーツ施設」の次に「(浅井文化スポーツ公園附帯施設及び木之本スポーツ広場附帯施設を除く。)」を加える。

別表第1木之本運動広場運動場の項、長浜伊香ツインアリーナの項、余呉体育館の項及び余呉屋外運動場照明施設(余呉小中)の項を削り、同表に次のように加える。

木之本ス ポーツ広 場	木之本グラウンド	長浜市木之本町西山183番地3
	長浜伊香ツインア リーナ	長浜市木之本町西山183番地3
木之本スポーツ広場附帯施設	みどりの広場	長浜市木之本町西山183番地3

別表第2木之本運動広場運動場の項、長浜伊香ツインアリーナの項、余呉体育館の項及び余呉屋外運動場照明施設(余呉小中)の項を削り、同表に次のように加える。

	7	
木之本ス ポーツ広 場		(1) 4月1日から10月31日まで 午前6 時から午後9時30分まで (2) 11月1日から翌年3月31日まで 午 前9時から午後5時まで
	長浜伊香ツインアリーナ	午前9時から午後9時30分まで

別表第3木之本運動広場運動場の項、長浜伊香ツインアリーナの項、余呉体育館の項及び余呉屋外運動場照明施設(余呉小中)の項を削り、同表に次のように加える。

	木之本グラウンド	12月29日から翌年1月3日まで
ポーツ広場	長浜伊香ツインアリーナ	12月29日から翌年1月3日まで

別表第4の5の表を次のように改める。

5 削除

別表第4の24の表を次のように改める。

24 削除

別表第4の25の表を次のように改める。

25 削除

別表第4の31の表を次のように改める。

31 削除

別表第4の37の表の次に次のように加える。

38 木之本グラウンド

(1) 施設使用料

	区分	単位	使用料
入場料等 を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		375円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象 に使用する場合		190円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員 を対象に使用する場合		190円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1 時間	560円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		7 4 5 円
入場料等を徴収する場合			745円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に 使用する場合			190円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯施設、照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 使用料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、 10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

全灯照明	1時間	2,780円
------	-----	--------

備考 使用料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、 10円未満の端数を切り捨てた額とする。

- 39 長浜伊香ツインアリーナ
- (1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナA全 面	入場料等を徴収 しない場合	長浜市内に住所(団体 又は法人にあってはそ の所在地)を有するも のがアマチュアスポー ツに使用する場合		1,860円
		長浜市内の保育園等が 乳幼児等を対象に使用 する場合		930円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象 に使用する場合		930円
		長浜市内に住所(団体 又は法人にあってはそ の所在地)を有するも のがアマチュアスポー ツ以外の催物に使用す る場合	1 時間	2,780円
		長浜市外に住所(団体 又は法人にあってはそ の所在地)を有するも のが使用する場合		3,710円
	入場料等を徴収す	る場合		18,520円
	長浜市等及び指定 する事業に使用す	ビ管理者が主催又は共催 る場合		930円
1		(団体又は法人にあって を有するものがアマチュ する場合		930円
	長浜市内の保育園 使用する場合	園等が乳幼児等を対象に	1時間	470円
	対象に使用する場			470円
	長浜市内に住所	(団体又は法人にあって		1,390円

	T			
		はその所在地)を有するものがアマチュ		
		催物に使用する場合		
		(団体又は法人にあって		
		を有するものが使用する		1,860円
	場合	La hole arm Lie No. N. 1911		
		定管理者が主催又は共催		470円
	する事業に使用す			, •
		長浜市内に住所(団体		
面	しない場合	又は法人にあってはそ		
		の所在地)を有するも		930円
		のがアマチュアスポー		
		ツに使用する場合		
		長浜市内の保育園等が		
		乳幼児等を対象に使用		470円
		する場合		
		長浜市内のスポーツ少		
		年団が少年団員を対象		470円
		に使用する場合		
		長浜市内に住所(団体	1 時間	
		又は法人にあってはそ	Th社间	
		の所在地)を有するも		1 2000
		のがアマチュアスポー		1,390円
		ツ以外の催物に使用す		
		る場合		
		長浜市外に住所(団体		
		又は法人にあってはそ		1 000 ==
		の所在地)を有するも		1,860円
		のが使用する場合		
	入場料等を徴収す	る場合		9,260円
	長浜市等及び指定	定管理者が主催又は共催		4.7.0 =
	する事業に使用す			470円
アリーナB半	長浜市内に住所	(団体又は法人にあって		
面		を有するものがアマチュ		470円
	アスポーツに使用			
	長浜市内の保育園	園等が乳幼児等を対象に	, =1.00	
	使用する場合		1時間	280円
		-ツ少年団が少年団員を		
	対象に使用する場合			280円
		<u>, :</u> (団体又は法人にあって		7 4 5 円
	1			= - 1 4

はその所在地)を有するものがアマチュ		
アスポーツ以外の催物に使用する場合		
長浜市外に住所(団体又は法人にあって		
はその所在地)を有するものが使用する		930円
場合		
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催		220 11
する事業に使用する場合		280円
長浜市内に住所(団体又は法人にあって		
はその所在地)を有するものが使用する		280円
場合		
長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に		190円
使用する場合		1 0 0 1 1
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を	1 時間	190円
対象に使用する場合	T 1/1/11/11	1 0 0 1
長浜市外に住所(団体又は法人にあって		
		560円
		190円
		H
		280円
		190円
V-4/11 / U-1/11		
	1 時間	190円
		560円
		300円

		190円
		9 5 円
		2 0 1 1
長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に		
使用する場合	1時間	95円
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を		2
対象に使用する場合		95円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあっては場合 長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合 長瀬市内の保育園等が乳幼児等を対象に長瀬市等及び指定管理者が主催又は法人にあってる場合 長瀬市内の保育園等が乳幼児等を対象に長れてありたでは場合 長浜市等及び指定管理者が主催又は共催を表別ではまる場合 長浜市等及び指定管理者が主催又は共催を表別ではまる場合 長浜市の所在地)を有するものが使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に長いの所在地)を有するものが使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内の保育団体又は法人にあってる場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってる場合に対してありまたが使用する場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってる場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってる場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってる場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってる場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	アスポーツ以外の催物に使用する場合 長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合 長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合 長浜市の所在地)を有するものが使用する場合 長浜市の所在地)を有するものが使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合 長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象にしまる場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象にしまる場合 長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象にしまる場合

はその所在地)を有するものが使用する	
場合	
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催	9 5 円
する事業に使用する場合	9 3 円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は 切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯施設、附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 使用料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、 10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (2) 個人使用料

区分	単位	使用料
トレーニング室	1人1回	470円
全館(トレーニング室以外)	1八1凹	95円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 使用料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、 10円未満の端数を切り捨てた額とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第67号

ながはま0次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例の 一部改正について

ながはま0次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例の一部 を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

ながはま0次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例の 一部を改正する条例

ながはま0次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例(平成20年長浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関する条例

「試料等」を「試料・情報」に改め、「すべて」を「全て」に改め、「個別研究」を「付随研究」に改める。

第2条を次のように改める。

(用語の定義)

- (1) 事業 市長及び京都大学大学院医学研究科長(以下「医学研究科長」という。) が、共同で市民の健康づくりの推進を図り、事業参加者から試料・情報を取得し、蓄積し、及び管理運用を行う事業をいう。
- (2) 個人情報等 個人(死者を含む。)に関する情報であって、次に掲げるいずれかに 該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(長浜市個人情報保護条例施行規則(平成18年長浜市規則第14号)第2条の2第1号に規定する文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 試料 事業参加者から採取された血液、体液、組織、細胞、排せつ物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。
- (4) 情報 事業参加者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。
- (5) 試料・情報 試料及び情報をいう。
- (6) 事業計画 事業実施者が、事業の実施に当たり事業の意義、目的、方法、事業参加者が被る可能性のある不利益、試料・情報の取扱方法等について定めた計画をいう。
- (7) 事業実施者 事業を実施する市長及び医学研究科長をいう。
- (8) 事業参加者 事業のために試料・情報を提供する者(死者を含む。)をいう。
- (9) 研究機関 研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。

- (10) コホート研究 事業実施者が、包括同意の範囲内で行う研究であって、事業加者の試料・情報を収集するために実施する健診(以下「0次健診」という。)で取得した試料・情報の分析結果と、追跡調査によって得る情報との関連を解析する研究をいう。
- (11) 付随研究 0次健診や追跡調査に加えて新たに試料・情報を取得して行う研究をいう。
- (12) 研究者等 コホート研究及び付随研究の実施(試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。) に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する以外の者であって、以下のいずれかに該当する者は除く。
 - ア 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者
 - イ 既存試料・情報の提供のみを行う者
 - ウ 委託を受けて研究に関する業務の一部のみに従事する者
- (13) 付随研究計画 研究者等が、付随研究を実施するに当たり研究の意義、目的、方法、試料・情報の管理方法、費用、研究を行う者の所属及び氏名、予測される研究成果等を記載した計画をいう。
- (14) 匿名化 特定の個人(死者を含む。)を識別することができることとなる記述等 (個人識別符号を含む。)の全部又は一部を削除すること(当該記述等の全部又は一 部を当該個人又は死者と関わりのない記述等に置き換えることを含む。)をいう。
- (15) 対応表 匿名化された情報から、必要な場合に事業参加者(死者を含む。)を識別することができるよう、当該事業参加者と匿名化の際に置き換えられた記述等とを照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。
- (16) 一次匿名化ID 市長が、試料・情報から氏名、住所及び生年月日を当該個人と 関わりのない記述に置き換えたものをいう。
- (17) 一次匿名化対応表 前号の氏名、住所及び生年月日と一次匿名化 I D との対応表 のことをいう。
- (18) 二次匿名化ID 医学研究科長が、試料・情報を保管し、研究者等に分配するにあたり、一次匿名化IDを当該一次匿名化IDと関わりのない記述等に置き換えたものをいう。
- (19) 二次匿名化対応表 二次匿名化 I D と一次匿名化 I D との対応表をいう。
- (20) インフォームド・コンセント 事業参加者が、実施又は継続されようとする事業 又は付随研究に関して、当該事業又は付随研究の目的及び意義並びに方法、事業参加 者に生じる負担、予測される結果(リスク及び利益を含む。)等について事業実施者 から事前に十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいて事業実施者 に対し与える、当該事業及び付随研究(試料・情報の取扱いを含む。)を実施又は継 続されることに関する同意をいう。
- (21) 遺伝情報 試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に 試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質 を示すものをいう。
- 第3条第1項中「当たり」を「当たっては、社会の理解と信頼の下で行うものであって」に改める。

第4条第1項中「個人情報」を「個人情報等」に改める。

第5条第3項及び第4項中「事業及び」を「事業並びにコホート研究及び」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 事業実施者は、倫理委員会及び審査会の意見を聴いて、事業又はコホート研究若しくは付随研究が、事業計画又は付随研究計画から逸脱し、犯罪の発生、災害、重大な事故等により中止する必要があると認めた場合は、事業又はコホート研究若しくは付随研究の中止又は付随研究の許可の取消しをすることができる。ただし、緊急に事業又はコホート研究若しくは付随研究の中止又は付随研究の許可の取消しが必要な場合で、あらかじめ倫理委員会及び審査会の意見を聴く時間的余裕がないときは、事業実施者の判断で事業又はコホート研究若しくは付随研究の中止又は付随研究の許可の取消しを行い、後に倫理委員会及び審査会に報告するものとする。

第6条第2項中「遺伝子配列情報」を「個人識別符号」に改め、同条第3項中「個人情報」を「氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

医学研究科長は、匿名化に当たり作成された個人情報等(個人識別符号を除く。)及び一次匿名化対応表を保有してはならない。

第7条第2項中「試料等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第8条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「連結可能」を削り、「個人情報及び新たに付された番号等の対応表」を「二次匿名化対応表」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「連結可能」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 研究者等は、審査会においてコホート研究の内容等を説明しなければならない。 第8条に次の1項を加える。
- 9 研究者等は、一定の特徴を有する集団を対象にした固有の特質を明らかにする研究を 実施する場合は、研究内容や意義を当該対象者に説明し、理解を得るよう努めなければ ならない。
 - 第9条第1項を次のように改める。

事業実施者は、事業参加者が事業に初めて参加する場合及び付随研究として新たに試料を得る場合は、原則としてインフォームド・コンセントを文書により受けなければならない。

第9条中第3項を削り、第2項中「前項」を「第1項」に、「、インフォームド・コンセントの撤回の有無を確認しなければならない」を「るとともに、同意の撤回又は拒否ができるように示しておかなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事業実施者は、前項の文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法)により、インフォームド・コンセントを受けることができる。
 - 第9条第4項を次のように改める。
- 4 事業参加者は、いつでも不利益を受けることなく同意の撤回又は拒否ができるものとする。

- 第9条第5項中「インフォームド・コンセント」を「同意」に改め、「撤回」の次に「又は拒否」を加え、「個人情報」を「個人情報等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。
- 5 事業実施者は、事業参加者から次に掲げるいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があった場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じるとともに、その旨を事業参加者に説明しなければならない。ただし、当該措置を講じることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて、倫理委員会及び審査会の意見を聴いた上で事業実施者が許可したときは、この限りでない。
 - (1) 研究が実施又は継続されることに関して与えた同意の全部又は一部の撤回
 - (2) 研究について通知され、又は公開された情報に基づく、当該研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否
 - (3) インフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否
- 6 前項ただし書の場合において、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究者等は事業参加者に説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 第10条第4項を次のように改める。
- 4 事業実施者は、事業参加者から、遺伝情報を含む保有する個人情報等のうち本人を識別することができるものについて、開示を求められた場合には、請求者に対し、遅滞なく、該当する個人情報等を開示しなければならない。ただし、開示することにより規則で定める事項に該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 第11条第1項中「連結可能」を削り、「事業参加者の個人情報」を「事業参加者の氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス」に改め、「新たに付された番号等の対応表」を「一次匿名化対応表」に改め、同条第3項中「別に定めるところにより個人情報を利用」を「別に定めるところにより氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレスを利用」に改める。
 - 第14条中「取り扱う個人情報」を「取り扱う個人情報等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 多賀 正和

議案第69号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 大塚 高司

議案第70号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 中川 半弥

議案第71号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 將亦 冨士夫

議案第72号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 角田 功

議案第73号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 北川 富美子

議案第74号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 村方 義昭

議案第75号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 廣部 重嗣

議案第76号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 森 勘十

議案第77号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 八若 和美

議案第78号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 橋本 治太郎

議案第79号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 小畑 義彦

議案第80号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 尚永 稔

議案第81号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 池田 美由紀

議案第82号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 西橋 絹子

議案第83号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 伊藤 泰子

議案第84号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 森川 ゆり

議案第85号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 二矢 秀雄

議案第86号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 家倉 和行

議案第87号

農業委員会の委員の任命について

長浜市農業委員会の委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年6月7日提出

長浜市長 藤井 勇治

住 所

氏 名 阿辻 康博

農業委員会の委員の任命について

議案第68号	氏 名 多賀 正和 (たが まさかず) 住 所 生年月日 新再任の別 再任 職 歴 そ の 他 特記事項
議案第69号	氏名大塚 高司(おおつか たかし)住所生年月日新再任の別 再任職歴その他特記事項
議案第70号	氏 名 中川 半弥 (なかがわ はんや) 住 所 生年月日 新再任の別 新任 職 歴 特記事項
議案第71号	氏 名 將亦 富士夫 (はたまた ふじお) 住 所 生年月日 新再任の別 再任 職 歴 その他 特記事項

議案第72号	氏 名 角 住 所 生年月日 新再任の別 P 職 歴 そ の 他 特記事項	角田 功(かくだ いさお) 再任
議案第73号	氏 名 は 住 所 生年月日 新再任の別 新 職 歴 そ の 他 特記事項	比川 富美子(きたがわ ふみこ) 新任
議案第74号	氏 名 ^木 住 所 生年月日 新再任の別 ^新 職 歴	対方 義昭(むらかた よしあき)
議案第75号	住 所 生年月日	賽部 重嗣(ひろべ しげつぐ) 再任

議案第76号	氏 住 所 生年月日 新再任の別 職 歴 そ の 他 特記事項	森 勘十(もり かんじゅう) 新任
議案第77号	氏 住 所 生年月日 新再任の別 職 を の 他 特記事項	八若 和美 (やわか かずよし) 再任
議案第78号	氏 名 住 所 生年月日 新再任の別 職 歴 特記事項	
議案第79号	氏 住 所 生年月日 新再任の別 職 歴	小畑 義彦 (おばた よしひこ) 再任
議案第80号	氏 住 所 生年月日 新再任の別 職 歴 その他 特記事項	

	住 所	也田 美由紀(いけだ みゆき)
	生年月日 新再任の別 P	 手任
議案第81号	職 歴	
	その他	
	特記事項	
	氏 名 西	陌橋 絹子(にしはし きぬこ)
	住 所 生年月日	
議案第82号	新再任の別	
	職 歴	
	その他	
	特記事項	
	氏 名 (f 住 所	P藤 泰子 (いとう やすこ)
	生年月日	
議案第83号	新再任の別 P 職 歴	菲任
	その他	
	特記事項	
	氏 名 ¾	彩川 ゆり(もりかわ ゆり)
	住 所	
	生年月日 新再任の別 新	所任
議案第84号	職歴	
	その他	
	特記事項	

議案第85号	氏 名 二矢 秀雄 (ふたや ひでお) 住 所 生年月日 新再任の別 新任 職 歴 その他
議案第86号	氏 名 家倉 和行(やぐら かずゆき) 住 所 生年月日 新再任の別 再任 職 歴 その他 特記事項
議案第87号	氏 名 阿辻 康博(あつじ やすひろ) 住 所 生年月日 新再任の別 再任 職 歴 その他 特記事項